



組合員が勤務する社会福祉法人とボーナス団交開催！

JR東海労は12月2日、組合員が勤務する社会福祉法人と2025年冬季ボーナスに関する団交を開催しました。

私たちの要求は、①基準内賃金の1.5ヶ月分を全職員に支給すること、②パート労働者には一律10万円支給すること、の2点を10月16日に申し入れました。

法人からは、①2024年度と同じ支給額とする、②パート労働者に対する支給は行わない、との書面による回答が11月5日にありました。私たちとしては、これは承服できないとして団体交渉開催を迫った結果、団交の開催を実現しました。

しかし団交では、法人側が財務状況の切迫を理由に「11.5回答」から一歩も譲る姿勢を見せず、不誠実団交ともいえるものでした。法人は、提示した「11.5回答」に、回答理由として「～今年6月にベースアップを実施し～」と挙げていたにもかかわらず、実際には定期昇給はしたものとのベースアップはしていなかったということが明らかになりました。団交でのお互いの歩み寄りはなく、団交は不調に終わりました。

中央執行委員で議論の結果、法人の財務状況に鑑み、不満ではあるが、やむなく「11.5回答」を受け入れることを決定し、12月4日に法人に通告しました。